

# ふれあい・いきいきサロン をはじめませんか？

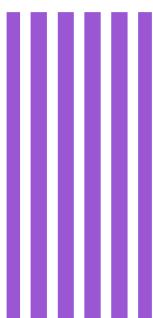
ふれあい・いきいきサロン推進事業のご案内



稻城市社会福祉協議会

ボランティアセンター(地域福祉係)

令和 7 年 8 月



# ふれあい・いきいきサロンとは？

地域の中で、誰もが気軽に集える場所をつくることによって、住民同士の交流やふれあい、仲間づくりを促進していく活動です。各サロンは、人と人との結ぶふれあいの場として、地域の皆さんのが運営してくださっています。



「ようこそ根方さろんへ！」



「お茶をしながらおしゃべり」



「みんなで集まると元気が出ます」



「男性や子どもも参加しています」

# 当協議会は、 ふれあい・いきいきサロンに対して、 様々なサポートを行っています。

## サロンを始めるまでのサポート

- ふれあい・いきいきサロンを始めたい方、場所を提供してくださる方などのお話を聞き、居場所づくりの相談に乗ります。

## 登録されたサロンに対するサポート

- 運営に関する相談に乘ります
- 活動情報の提供
- 社協だよりでの広報活動
- サロン同士の交流会の実施
- サロン参加者の傷害保険への加入
- 運営に必要な活動等の助成
- 登録サロンであることを示す旗の貸与

いなぎのボランティアシンボルマーク  
“ハートちゃん”



# ふれあい・いきいきサロンは、どなたでも ご利用できます！



引っ越ししてきたばかりだから、  
稲城のことが全然わからなくて  
困っているのよね。友達もいないし。

ひとりで子育てしていると分からな  
いことや悩みが多くて…。同じよう  
なママや育児の先輩とおしゃべりし  
てほっとしたいな。



ボランティア活動をしたいんだけど、  
家の近所でできることはないかしら。

そんな  
ときは



ふれあい・いきいき  
サロンをぜひご利用  
ください！



うちの近所でも、  
気軽に集まれる場所が  
あつたらしいな…！

それなら！



## ふれあい・いきいきサロンを はじめてみませんか？

### 登録できる要件はこちら

- 活動内容は、地域の高齢者、障害者、子育て中の親など、地域住民に広く参加を呼び掛ける活動である。
- 稲城市内で、定期的継続的(月1回以上)開催する。
- 誰でも来ることができる地域の集会所、個人宅などの会場を確保する。
- 原則主催者及び参加者が、稲城市民であること。
- 3人以上のスタッフから構成され、代表者が選出されていること。
- 法人格のないグループであること。
- 営利活動、政治活動、宗教活動及び特定の趣味活動を目的としていない活動であること。
- 参加者から実費程度の会費又は参加費の徴収に努めること。

## 内容を考えてみましょう！

**場 所** ※ 個人宅、地域の集会所など誰でも入れる所

---

**スタッフ** ※ 代表を含めて、3人以上 必要です。

---

**内 容** 例) おしゃべり、ゲーム、歌、手芸、工作など

---

**費 用** ※ 実費の範囲内のお茶菓子代として、など

---

**日 時** ※月一回以上 無理のない範囲内で設定します。

例) 第○ △曜日 □時～×時

---

内容が決まれば、お試しで開催した後、  
サロンを始めることができます！



# 登録について

## 1. 申請方法

- ・「ふれあい・いきいきサロン登録申請書」に必要事項を記入し、スタッフ名簿(書式自由)を添付して、提出してください。
- ・申請にあたっては、あらかじめ担当と時間を調整し、直接持参してください。

申請時期については、社協だより等でお知らせします。

## 2. 登録



- ・事務局で受付け順に審査を行います。
- ・登録が適当と認められた場合は、登録決定通知所を送付します。その場合、参加者の傷害保険の加入や活動費の助成の決定内容についても併せて通知します。

## 3. 支援の開始

- ・登録サロンであることを示す旗を貸与します。誰でも参加できるサロンであることを示すものですので、必ず掲示してください。
- ・傷害保険の加入が認められた場合は、登録決定通知書をお送りします。
- ・活動費助成が認められた場合は、指定口座に振り込みます。





# 助成金について (令和5年8月改正)

## ■スタート活動費助成 ※ 助成は1回が限度です。

【要件】申請の前年度に開始または申請年度に開始もしくは、開始を予定する登録サロン

2万円／年

※助成金実績額が助成金申請額を下回った場合、生じた差額  
は

返還いただきます。

## ■ 活動費助成

月に1回以上活動するサロン(基準回数10回/年) … 1万円／年

月に2回以上活動するサロン(基準回数20回/年) … 2万円／年

月に3回以上活動するサロン(基準回数30回/年) … 3万円／年

週に1回以上活動するサロン(基準回数40回/年) … 5万円／年

●助成金実績額が助成金申請額を下回った場合、生じた差額  
は返還いただきます。(A)

●開催回数が基準回数に満たなかった場合、基準を下回った  
回数×1000円の金額を返還いただきます。(B)

※AとBが同時に発生した場合 AかBのうちどちらか高い方  
の金額を返還いただきます。

## 助成金について つづき

### ● 助成決定及び助成金の交付について

サロン登録申請受付順に審査を行い助成を決定します。

決定した場合は、指定口座に振込みます。

助成金は、申請した年の4月から翌年3月までの年度内の経費に充当できます。

### ● 助成金決定の取り消し及び助成金の返還について

次のいずれかに該当するときは、既に交付決定した助成金の全部又は一部を取り消し、返還していただくことがあります。

- ・助成金を受けることについて不正な行為があったとき
- ・助成金を他の用途に使用したとき
- ・当該助成事業の実施を中止したとき

# 参加者の傷害保険について



## 保険の対象者

- ・ ふれあい・いきいきサロンの参加者(スタッフ含む)  
※ 1回につき 30 人を超えることが続く場合はお知らせください。

## 対象となる活動

- ・ 登録申請書に記載された開催場所、開催日時に行われる活動
- ・ 活動中及び往復途上が対象（寄り道をした場合対象外）

## 保証内容

死亡、後遺障害	250 万円
入院日額	2,000 円
通院日額	1,000 円

※ 損害賠償や食中毒に関する保証はありません。

## その他

### ○ 歳末たすけあい運動へのご協力

ふれあい・いきいきサロン推進事業は、歳末たすけあい運動の一部を財源としていることから、募金活動への協力をお願いすることがあります。

### ○ 報告

新年度になりましたら、1か月以内に「ふれあい・いきいきサロン活動実績報告書」を提出してください。

※ 様式は、当協議会ホームページからダウンロードできます。

# ふれあい・いきいきサロン一覧表

サロン名	地区	開催日時	内容
今井さん家	押立	第2金 9:30-12:30	おしゃべり 小物づくり
ハートハウスサロン	若葉台	第2・4火 10:00~12:00	茶話会・交流 各種イベント
根方さん	矢野口	第1・3火 13:00-16:00	おしゃべり・講座
あさがお	大丸	第2・4土 10:00-12:00	体操 手話・朗読
セルカ・デふたこぶ	向陽台	第2金 10:00-12:00	手工芸 植物観察・散策
サロン おりひめ	向陽台	第2・3・4木/第1土 10:00-12:00	交流 折り紙・手芸
いきいき歌声広場	長峰	第1日 10:30-12:00	音楽を通し交流 音楽鑑賞
四季の会	平尾	第4木 14:00-16:00	童謡歌唱 お茶会
お茶のみ会	平尾	第1・3火/第2・4木 13:30-15:30	交流・講座 健康麻雀
おひさま文庫	長峰	第1・3水 15:00-16:00	交流 お話会・工作
えんがわ	大丸	第4水 10:00-12:00	おしゃべり お茶会
和音	東長沼	第2水 10:00-12:00	おしゃべり お茶会
子育て支援多世代交流施設 おでかけひろば「結」	東長沼	毎週月・水・金・土 10:00-15:00	交流 お茶会

詳しい各サロン情報は、ボランティアセンターにお問い合わせください。

## 問合せ・申込み先

### 稲城市社会福祉協議会 ボランティアセンター



住 所 〒206-0804 稲城市百村7 福祉センター内  
電 話 042-378-3800  
ファックス 042-378-4999  
メ ー ル vc@inagishakyo.org  
ホーメページ <http://inagishakyo.org>